

投資信託説明書  
(交付目論見書)使用開始日  
2026年8月8日野村インド債券ファンド  
(毎月分配型)／(年2回決算型)

追加型投信／海外／債券

ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

本書は、金融商品取引法（昭和23年法律第25号）第13条の規定に基づく目論見書です。

- ファンドに関する金融商品取引法第15条第3項に規定する目論見書（以下「請求目論見書」といいます。）は野村アセットマネジメント株式会社のホームページに掲載しています。なお、ファンドの投資信託約款の全文は請求目論見書に記載しています。
- ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問い合わせください。

委託会社 ファンドの運用の指図を行なう者

野村アセットマネジメント株式会社

■金融商品取引業者登録番号：関東財務局長（金商）第373号

＜照会先＞野村アセットマネジメント株式会社

●サポートダイヤル

0120-753104（受付時間）営業日の午前9時～午後5時

●ホームページ

<https://www.nomura-am.co.jp/>

受託会社 ファンドの財産の保管および管理を行なう者

野村信託銀行株式会社

| ファンド名  | 商品分類    |        |                   | 属性区分                         |              |               |                  |       |
|--------|---------|--------|-------------------|------------------------------|--------------|---------------|------------------|-------|
|        | 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>(収益の源泉) | 投資対象資産                       | 決算頻度         | 投資対象地域        | 投資形態             | 為替ヘッジ |
| 毎月分配型  | 追加型     | 海外     | 債券                | その他資産<br>(投資信託証券<br>(債券 一般)) | 年12回<br>(毎月) | アジア<br>エマージング | ファンド・オブ・<br>ファンズ | なし    |
| 年2回決算型 |         |        |                   |                              | 年2回          |               |                  |       |

＊属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。  
上記、商品分類および属性区分の定義については、一般社団法人資産運用業協会のホームページ（<https://www.imaj.or.jp/>）で  
ご覧頂けます。

＜委託会社の情報＞

- 設立年月日：1959年12月1日
- 資本金：171億円（2026年6月末現在）
- 運用する投資信託財産の合計純資産総額：88兆4046億円（2026年5月29日現在）

この目論見書により行なう野村インド債券ファンド（毎月分配型）/（年2回決算型）の募集については、発行者である野村アセットマネジメント株式会社（委託会社）は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2026年2月6日に関東財務局長に提出しており、2026年2月7日にその効力が生じております。

- ファンドの内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認いたします。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されています。
- 請求目論見書については販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。



# ファンドの目的・特色

## ■ ファンドの目的

インカムゲインの確保と信託財産の成長を目標に運用を行ないます。

## ■ ファンドの特色

### 主要投資対象

インドルピー建ての公社債等への投資効果を追求する投資信託証券※を主要投資対象とします。

※インド関連の発行体が発行する公社債等を実質的な主要投資対象とする投資信託証券を指します。なお、インドルピー以外の通貨建ての公社債への投資に際しては為替予約取引等を活用した対インドルピーの為替ヘッジを行なう投資信託証券を含みます。

### 投資方針

「野村インド債券ファンド」は、毎月決算を行なう「毎月分配型」と年2回決算を行なう「年2回決算型」の2本のファンドから構成されています。

- インド関連の発行体※が発行する公社債等を実質的な投資対象とする投資信託証券を複数選定し、投資を行ないます。

※インド関連の発行体とは、インド政府、インドの企業、およびその子会社や関連会社、金融子会社等、ならびに、事業を通じてインドと関連があると投資対象とする投資信託証券の運用会社が判断する発行体（アジア開発銀行、国際復興開発銀行等の国際機関を含みます。）のことを指します。

- ◆投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。
- ◆投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券の一部もしくは全てに投資を行なうことを基本とします。投資する投資信託証券は、投資対象市場の動向等を勘案して適宜見直しを行ないます。この際、既投資の投資信託証券が投資対象から外れたり、新たな投資信託証券を投資対象に追加する場合があります。

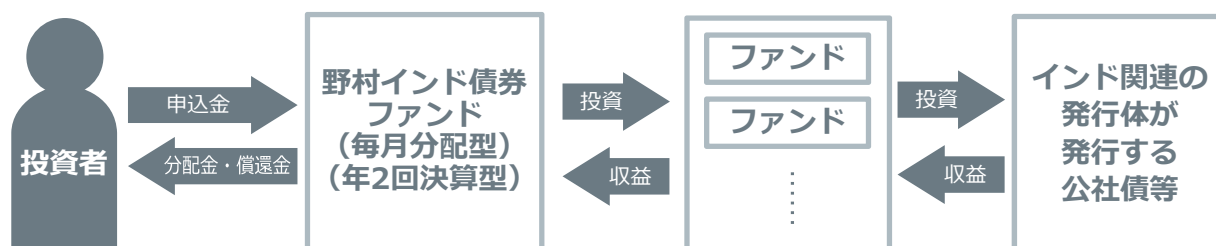
| 別に定める投資信託証券（2026年8月7日現在） |                                                                 |
|--------------------------|-----------------------------------------------------------------|
| ファンド名                    | インド現地通貨建債券マザーファンド                                               |
| 委託会社                     | 野村アセットマネジメント株式会社                                                |
| 投資顧問会社                   | ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド                                    |
| 主要投資対象                   | インド関連の発行体がインド国内で発行するインドルピー建ての公社債等（国債、ソブリン債（含む国際機関債）、準ソブリン債、社債等） |
| ファンド名（形態）                | ノムラ・インディアン・ボンド・ファンド - クラスINR（ケイマン諸島籍円建外国投資信託）                   |
| 投資顧問会社                   | ノムラ・アセット・マネジメント・シンガポール・リミテッド                                    |
| 副投資顧問会社                  | 野村アセットマネジメント株式会社                                                |
| 受託会社                     | グローバル・ファンズ・トラスト・カンパニー                                           |
| 主要投資対象                   | インド関連の発行体がインド国外で発行する公社債等（国債、ソブリン債（含む国際機関債）、準ソブリン債、社債等）          |

- ◆投資対象とする投資信託証券の投資比率には特に制限は設けず、投資対象ファンドの収益性および流動性ならびにファンドの資金動向等を勘案のうえ決定します。



# ファンドの目的・特色

- ファンドは、複数の投資信託証券（ファンド）を投資対象とするファンド・オブ・ファンズです。



## スイッチング

「毎月分配型」「年2回決算型」間でスイッチングができます。

（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）

## 主な投資制限

|        | 株式への<br>投資割合             | 外貨建資産への<br>投資割合             | デリバティブの利用                                                                                                                            | 投資信託証券への<br>投資割合                |
|--------|--------------------------|-----------------------------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------|
| 毎月分配型  | 株式への<br>直接投資は<br>行ないません。 | 外貨建資産への<br>直接投資は<br>行ないません。 | デリバティブの直接利用は行ないません。                                                                                                                  | 投資信託証券への<br>投資割合には制限<br>を設けません。 |
| 年2回決算型 |                          |                             | デリバティブの直接利用は行ないません。<br>なお、投資信託証券への投資を通じて、デリバティブ取引および為替予約取引を、実質的に投資の対象とする資産を保有した場合と同様の損益を実現する目的または為替相場等の変動リスクを減じる目的で、実質的に活用する場合があります。 |                                 |



# ファンドの目的・特色

## 分配の方針

### 毎月分配型

原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、委託会社が決定するものとし、原則として、利子・配当等収益等を中心に安定分配を行なうことを基本とします。ただし、基準価額水準等によっては、売買益等が中心となる場合や安定分配とならない場合があります。



### 年2回決算型

原則、毎年5月および11月の13日（休業日の場合は翌営業日）に分配を行ないます。

分配金額は、分配対象額の範囲内で、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。



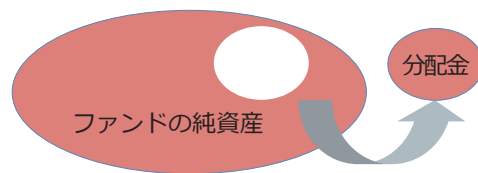
\* 委託会社の判断により分配を行なわない場合もあります。また、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。



# ファンドの目的・特色

## ◆分配金に関する留意点

●分配金は、預貯金の利息とは異なりファンドの純資産から支払われますので、分配金支払い後の純資産はその相当額が減少することとなり、基準価額が下落する要因となります。

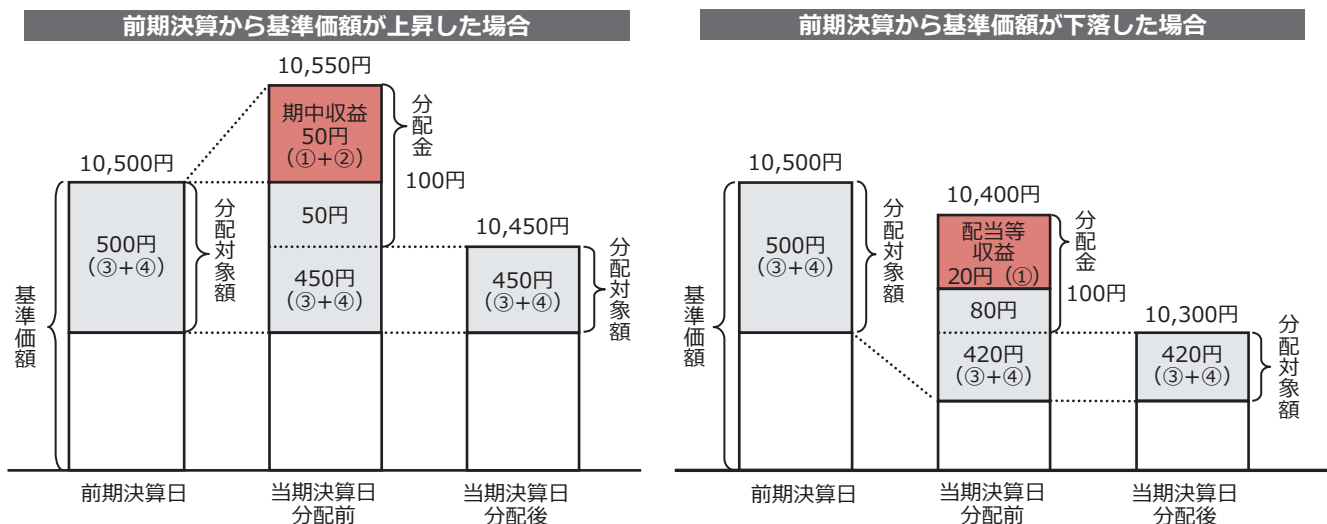


●ファンドは、計算期間中に発生した運用収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて分配を行なう場合があります。したがって、ファンドの分配金の水準は必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示唆するものではありません。

・計算期間中に運用収益があった場合においても、当該運用収益を超えて分配を行なった場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べて下落することになります。

※分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

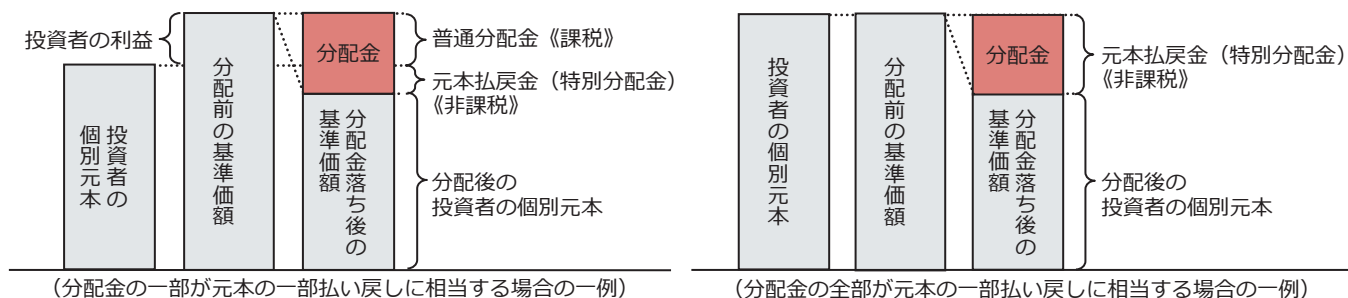
分配対象額とは、①経費控除後の配当等収益②経費控除後の評価益を含む売買益③分配準備積立金④収益調整金です。



●投資者の個別元本（追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本）の状況によっては、分配金額の一部または全部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

|               |                                                                                                                            |
|---------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 普通分配金         | 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本と同額の場合または投資者の個別元本を上回っている場合には分配金の全額が普通分配金となります。<br>(普通分配金に対する課税については、後述の「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご覧ください。) |
| 元本払戻金 (特別分配金) | 分配金落ち後の基準価額が投資者の個別元本を下回っている場合には、下回る部分の分配金の額が元本払戻金 (特別分配金) となります。                                                           |

◆投資者が元本払戻金（特別分配金）を受け取った場合、分配金発生時にその個別元本から元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の投資者の個別元本となります。



分配金に関する留意点に記載の図はイメージ図であり、全ての状況について説明したものではありません。また、実際の分配金額や基準価額について示唆、保証するものではありません。





# 投資リスク

## ■ 基準価額の変動要因

ファンドの基準価額は、投資を行なっている有価証券等の値動きによる影響を受けますが、これらの運用による損益はすべて投資者の皆様へ帰属します。したがって、ファンドにおいて、投資者の皆様の投資元金は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元金が割り込むことがあります。なお、投資信託は預貯金と異なります。

|           |                                                                                                                                                           |
|-----------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 債券価格変動リスク | 債券（公社債等）は、市場金利や信用度の変動により価格が変動します。ファンドは実質的に債券に投資を行ないますので、これらの影響を受けます。特にファンドが実質的に投資を行なうインドの債券価格の変動は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。                                |
| 為替変動リスク   | ファンドは、実質組入外貨建資産について、原則として対円での為替ヘッジを行ないませんので、為替変動の影響を受けます。特にファンドが実質的な投資対象とするインドの通貨については、先進国の通貨に比べ流動性が低い状況となる可能性が高いこと等から、当該通貨の為替変動は先進国以上に大きいものになることも想定されます。 |

\* 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

## ■ その他の留意点

◆ **ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

- ファンドは、大量の解約が発生し短期間で解約資金を手当てする必要がある場合や主たる取引市場において市場環境が急変した場合等に、一時的に組入資産の流動性が低下し、市場実勢から期待できる価格で取引できないリスク、取引量が限られてしまうリスクがあります。これにより、基準価額にマイナスの影響を及ぼす可能性や、換金の申込みの受付が中止等となる可能性、換金代金の支払いが遅延する可能性等があります。
- 資金動向、市況動向等によっては、また、不慮の出来事等が起きた場合には、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ファンドが実質的に組み入れる有価証券の発行体において、利払いや償還金の支払いが遅延する可能性があります。
- 有価証券への投資等ファンドにかかる取引にあたっては、取引の相手方の倒産等により契約が不履行になる可能性があります。
- 投資対象とするマザーファンドにおいて、他のベビーファンドの資金変動等に伴う売買等が生じた場合などには、ファンドの基準価額に影響を及ぼす場合があります。
- ファンドが実質的に投資を行なうインドにおいては、政治、経済、社会情勢の変化が金融市場に及ぼす影響は、先進国以上に大きいものになることが予想されます。さらに、当局による海外からの投資規制などが緊急に導入されたり、あるいは政策の変更等により、金融市場が著しい悪影響を被る可能性や運用上の制約を大きく受ける可能性があります。  
上記のような投資環境変化の内容によっては、ファンドでの新規投資の中止や大幅な縮小をする場合があります。
- ファンドの資金動向、市況動向等によっては、インドルピー建ての公社債への実質的な投資比率が引き下がる場合や、運用会社の判断で投資比率を引き下げる、あるいはゼロとする場合があります。  
※インドルピー建ての公社債への投資に関する留意点は、後述の追加的記載事項でご確認ください。



# 投資リスク

- 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止等を含みます。）、ファンドが投資対象とする投資信託証券の解約または換金の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情（実質的な投資対象国における非常事態による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等）があるときは、投資信託約款の規定に従い、委託会社の判断でファンドの購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の受付けを中止すること、および既に受付けた購入（スイッチングによる購入を含みます。）・換金の各受付けを取り消す場合があります。
- 投資を行なう外国投資信託において、為替取引により、買い建てを行なうインドルピーは、内外の為替取引の自由化が実施されておらず、実際の現地通貨での金銭の受渡に制約があるため、ファンドはNDF※（ノン・デリバラブル・フォワード）を用います。  
NDFの取引価格の値動きと、実際の為替市場の値動きは、需給などの市況や規制等により大きく乖離する場合があります。その結果、ファンドの投資成果は、実際の為替市場や、金利市場の動向から想定されるものから大きく乖離する場合があります。なお、今後、NDFが利用できなくなった場合、ファンドの投資方針に沿った運用ができなくなる場合があります。  
※NDFとは、為替取引を行なう場合に利用する直物為替先渡取引の一種で、当該国の通貨を用いず、米ドルまたはその他の主要な通貨によって差金決済する取引をいいます。
- 店頭デリバティブ取引等の金融取引に関して、国際的に規制の強化が行なわれており、ファンドが実質的に活用する当該金融取引が当該規制強化等の影響を受け、当該金融取引を行なうための担保として現金等を提供する必要がある場合があります。その場合、追加的に現金等を保有するため、ファンドの実質的な主要投資対象の組入比率が下がり、高位に組入れた場合に期待される投資効果が得られないことが想定されます。また、その結果として、実質的な主要投資対象を高位に組入れた場合と比べてファンドのパフォーマンスが悪化する場合があります。

## ■ リスクの管理体制

委託会社では、ファンドのパフォーマンスの考査および運用リスクの管理をリスク管理関連の委員会を設けて行なっております。

### ● パフォーマンスの考査

投資信託の信託財産についてパフォーマンスに基づいた定期的な考査（分析、評価）の結果の報告、審議を行ないます。

### ● 運用リスクの管理

投資信託の信託財産の運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用部門その他関連部署への是正勧告を行なうことにより、適切な管理を行ないます。

#### ※流動性リスク管理について

流動性リスク管理に関する規程を定め、ファンドの組入資産の流動性リスクのモニタリングなどを実施するとともに、緊急時対応策の策定・検証などを行ないます。リスク管理関連の委員会が、流動性リスク管理の適切な実施の確保や流動性リスク管理態勢について監督します。



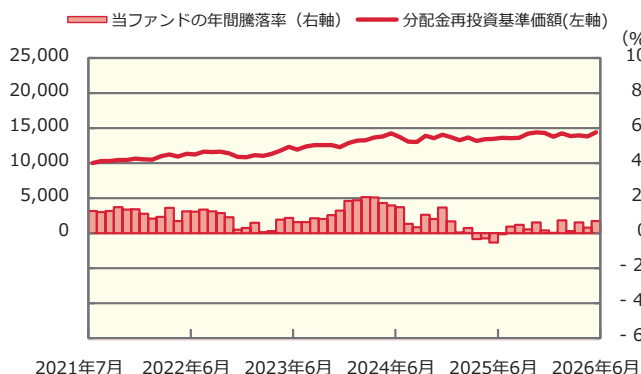


# 投資リスク

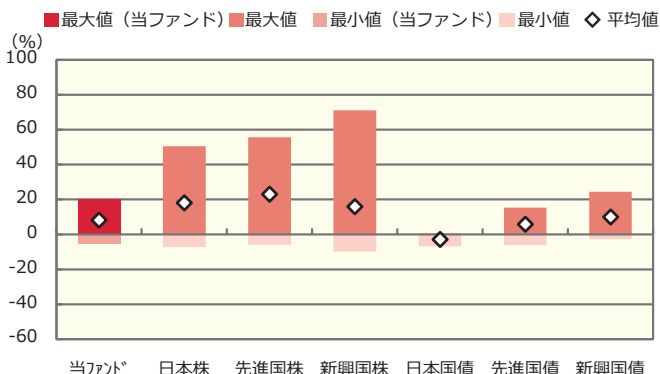
## ■ リスクの定量的比較 (2021年7月末～2026年6月末：月次)

### ■ 毎月分配型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



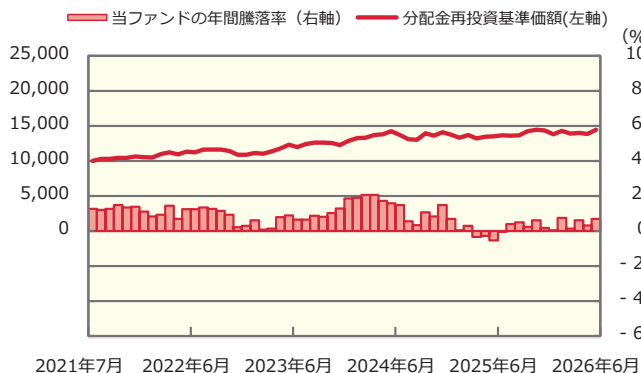
|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 20.5  | 50.5  | 55.7  | 71.2  | 0.6   | 15.4  | 24.5  |
| 最小値 (%) | △ 5.5 | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 6.9 | △ 6.1 | △ 2.7 |
| 平均値 (%) | 8.1   | 18.2  | 23.0  | 15.9  | △ 2.9 | 5.9   | 10.0  |

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

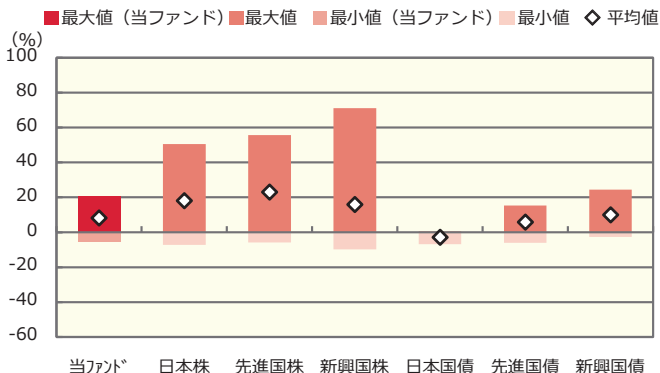
- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

### ■ 年2回決算型

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移



ファンドと代表的な資産クラスとの騰落率の比較



|         | 当ファンド | 日本株   | 先進国株  | 新興国株  | 日本国債  | 先進国債  | 新興国債  |
|---------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|
| 最大値 (%) | 20.6  | 50.5  | 55.7  | 71.2  | 0.6   | 15.4  | 24.5  |
| 最小値 (%) | △ 5.3 | △ 7.1 | △ 5.8 | △ 9.7 | △ 6.9 | △ 6.1 | △ 2.7 |
| 平均値 (%) | 8.2   | 18.2  | 23.0  | 15.9  | △ 2.9 | 5.9   | 10.0  |

- \* 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものです。2021年7月末を10,000として指数化しております。
- \* 年間騰落率は、2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率を表示したものです。

- \* 全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- \* 2021年7月から2026年6月の5年間の各月末における1年間の騰落率の最大値・最小値・平均値を表示したものです。
- \* 決算日に対応した数値とは異なります。
- \* 当ファンドは分配金再投資基準価額の騰落率です。

※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。



# 投資リスク

## <代表的な資産クラスの指数>

- 日本株：東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
- 先進国株：MSCI-KOKUSAI指数（配当込み、円ベース）
- 新興国株：MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
- 日本国債：NOMURA-BPI国債
- 先進国債：FTSE世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）
- 新興国債：JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）

## ■代表的な資産クラスの指数の著作権等について■

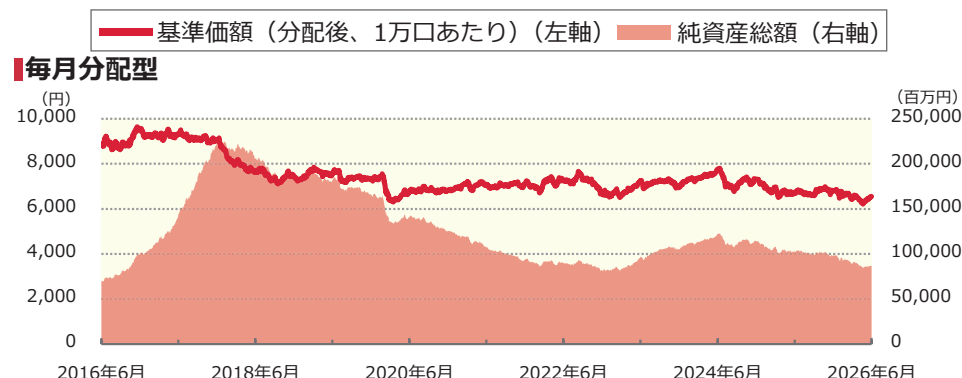
- 東証株価指数（TOPIX）（配当込み）・・・配当込みTOPIX（「東証株価指数（TOPIX）（配当込み）」といいます。）の指数値及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標は、株式会社 J P X 総研又は株式会社 J P X 総研の関連会社（以下「J P X」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に関するすべての権利・ノウハウ及び東証株価指数（TOPIX）（配当込み）に係る標準又は商標に関するすべての権利は J P X が有します。J P X は、東証株価指数（TOPIX）（配当込み）の指数値の算出又は公表の誤謬、遅延又は中断に対し、責任を負いません。本商品は、J P X により提供、保証又は販売されるものではなく、本商品の設定、販売及び販売促進活動に起因するいかなる損害に対しても J P X は責任を負いません。
  - MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）・・・MSCI-KOKUSAI 指数（配当込み、円ベース）、MSCI エマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）は、MSCI が開発した指数です。同指数に対する著作権、知的財産権その他一切の権利は MSCI に帰属します。また MSCI は、同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
  - NOMURA-BPI 国債・・・NOMURA-BPI 国債の知的財産権は、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社に帰属します。なお、野村フィデューシャリー・リサーチ & コンサルティング株式会社は、NOMURA-BPI 国債の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、NOMURA-BPI 国債を用いて行われる野村アセットマネジメント株式会社の事業活動、サービスに関し一切責任を負いません。
  - FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）・・・FTSE 世界国債インデックス（除く日本、ヘッジなし・円ベース）は、FTSE Fixed Income LLC により運営され、世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数は FTSE Fixed Income LLC の知的財産であり、指数に関するすべての権利は FTSE Fixed Income LLC が有しています。
  - JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）・・・「JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバーシファイド（円ベース）」（ここでは「指数」とよびます）についてここに提供された情報は、指数のレベルも含め、但しそれに限定することなく、情報としてのみ使用されるものであり、金融商品の売買を勧誘、何らかの売買の公式なコンファメーション、或いは指数に関連する何らかの商品の価値や値段を決めるものでもありません。また、投資戦略や税金における会計アドバイスを法的に推奨するものでもありません。ここに含まれる市場価格、データ、その他の情報は確かなものと考えられますが、JPMorgan Chase & Co. 及びその子会社（以下、JPM）がその完全性や正確性を保証するものではありません。含まれる情報は通知なしに変更されることがあります。過去のパフォーマンスは将来のリターンを示唆するものではありません。本資料に含まれる発行体の金融商品について、JPM やその従業員がロング・ショート両方を含めてポジションを持ったり、売買を行ったり、またはマーケットメイクを行ったりすることがあり、また、発行体の引受人、プレースメント・エージェンシー、アドバイザー、または貸主になっている可能性もあります。
- 米国の J.P. Morgan Securities LLC（ここでは「JPMS LLC」と呼びます）（「指数スポンサー」）は、指数に関する証券、金融商品または取引（ここでは「プロダクト」と呼びます）についての援助、保障または販売促進を行いません。証券或いは金融商品全般、或いは特にプロダクトへの投資の推奨について、また金融市場における投資機会を指数に連動させる或いはそれを目的とする推奨の可否について、指数スポンサーは一切の表明または保証、或いは伝達または示唆を行なうものではありません。指数スポンサーはプロダクトについての管理、マーケティング、トレーディングに関する義務または法的責任を負いません。指数は信用できると考えられる情報によって算出されていますが、その完全性や正確性、また指数に付随する情報について保証するものではありません。指数は指数スポンサーが保有する財産であり、その財産権はすべて指数スポンサーに帰属します。
- JPMS LLC は NASD, NYSE, SIPC の会員です。JPMorgan は JP Morgan Chase Bank, NA, JP SI, J.P. Morgan Securities PLC.、またはその関係会社が投資銀行業務を行う際に使用する名称です。

（出所：株式会社野村総合研究所、FTSE Fixed Income LLC 他）

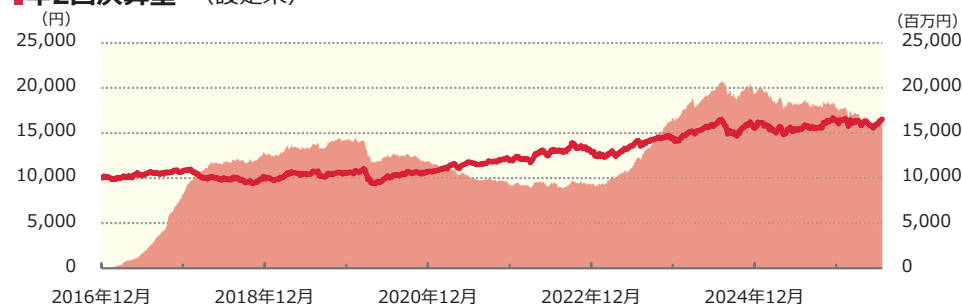


# 運用実績 (2026年6月30日現在)

## ■ 基準価額・純資産の推移 (日次)



## ■ 年2回決算型 (設定来)



## ■ 分配の推移

(1万口あたり、課税前)

### ■ 毎月分配型

|         |          |
|---------|----------|
| 2026年6月 | 50 円     |
| 2026年5月 | 50 円     |
| 2026年4月 | 50 円     |
| 2026年3月 | 50 円     |
| 2026年2月 | 50 円     |
| 直近1年間累計 | 600 円    |
| 設定来累計   | 14,260 円 |

### ■ 年2回決算型

|          |       |
|----------|-------|
| 2026年5月  | 10 円  |
| 2025年11月 | 10 円  |
| 2025年5月  | 10 円  |
| 2024年11月 | 10 円  |
| 2024年5月  | 10 円  |
| 設定来累計    | 180 円 |

## ■ 主要な資産の状況

銘柄別投資比率

| 順位 | 銘柄                         | 投資比率 (%) |        |
|----|----------------------------|----------|--------|
|    |                            | 毎月分配型    | 年2回決算型 |
| 1  | インド現地通貨建債券マザーファンド          | 51.8     | 52.2   |
| 2  | ノムラ・インディアン・ボンド・ファンドークラスINR | 48.1     | 47.4   |

実質的な銘柄別投資比率 (上位)

### ■ 毎月分配型

| 順位 | 銘柄                                       | 通貨     | 投資比率 (%) |
|----|------------------------------------------|--------|----------|
| 1  | VARANASI AURANGABAD NH-2 TOLLWAY PVT LTD | 米ドル    | 1.8      |
| 2  | ULTRATECH CEMENT LTD                     | 米ドル    | 1.6      |
| 3  | SUMMIT DIGITEL INFRASTRUCTURE LTD        | 米ドル    | 1.6      |
| 4  | EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA              | 米ドル    | 1.5      |
| 5  | AIR IND ASSET HOLDINGS                   | インドルピー | 1.4      |

### ■ 年2回決算型

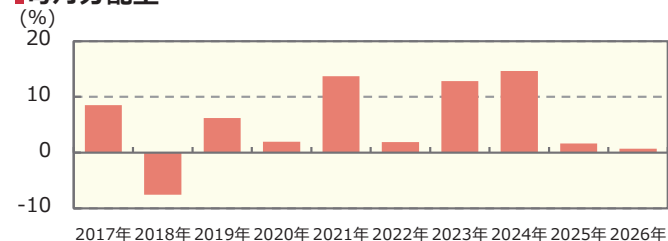
| 順位 | 銘柄                                       | 通貨     | 投資比率 (%) |
|----|------------------------------------------|--------|----------|
| 1  | VARANASI AURANGABAD NH-2 TOLLWAY PVT LTD | 米ドル    | 1.8      |
| 2  | ULTRATECH CEMENT LTD                     | 米ドル    | 1.6      |
| 3  | SUMMIT DIGITEL INFRASTRUCTURE LTD        | 米ドル    | 1.6      |
| 4  | EXPORT-IMPORT BANK OF INDIA              | 米ドル    | 1.5      |
| 5  | AIR IND ASSET HOLDINGS                   | インドルピー | 1.4      |



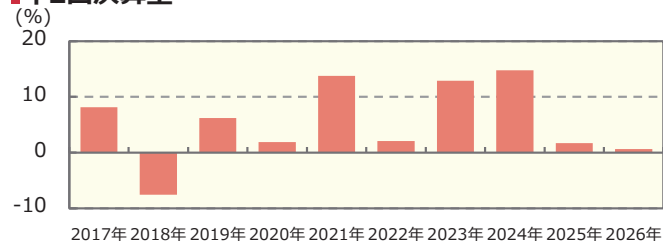
## 運用実績 (2026年6月30日現在)

### 年間収益率の推移 (暦年ベース)

#### 毎月分配型



#### 年2回決算型



- ・ファンドの年間収益率は税引前分配金を再投資して算出。
- ・ファンドにベンチマークはありません。
- ・2026年は年初から運用実績作成基準日までの収益率。

●ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。●ファンドの運用状況は、別途、委託会社ホームページで開示している場合があります。●グラフの目盛りはファンドごとに異なる場合があります。



# 手続・手数料等

## ■ お申込みメモ

|                   |                                                                                                                                                                                                                            |
|-------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 購 入 単 位           | 1万口以上1万口単位（当初元本1口＝1円）または1万円以上1円単位                                                                                                                                                                                          |
| 購 入 価 額           | 購入申込日の翌営業日の基準価額<br>（ファンドの基準価額は1万口あたりで表示しています。）                                                                                                                                                                             |
| 購 入 代 金           | 販売会社の定める期日までにお支払いください。                                                                                                                                                                                                     |
| 購 入 に 際 し て       | 販売会社によっては、一部のファンドのみのお取扱いとなる場合があります。                                                                                                                                                                                        |
| 換 金 単 位           | 1万口単位、1口単位または1円単位                                                                                                                                                                                                          |
| 換 金 価 額           | 換金申込日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額を差し引いた価額                                                                                                                                                                                           |
| 換 金 代 金           | 原則、換金申込日から起算して7営業日目から、お申込みの販売会社でお支払いします。<br>なお、有価証券の売却や売却代金の入金が遅延したとき等は、換金代金の支払いを延期する場合があります。                                                                                                                              |
| 申 込 締 切 時 間       | 原則、午後3時30分までに、販売会社が受付けた分を当日のお申込み分とします。<br>（販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。）                                                                                                                                    |
| 購 入 の 申 込 期 間     | 2026年2月7日から2027年2月12日まで<br>＊申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。                                                                                                                                                        |
| 換 金 制 限           | 1日1件5億円を超える換金は行なえません。なお、別途換金制限を設ける場合があります。                                                                                                                                                                                 |
| ス イ ッ チ ン グ       | 「毎月分配型」「年2回決算型」間でスイッチングができます。<br>スイッチングの方法等は、購入、換金の場合と同様です。<br>（販売会社によっては、スイッチングのお取扱いを行わない場合があります。）                                                                                                                        |
| 申 込 不 可 日         | 販売会社の営業日であっても、申込日当日が、下記のいずれかの休業日に該当する場合または12月24日である場合には、原則、購入、換金、スイッチングの各お申込みができません。<br>・ムンバイの銀行                      ・シンガポールの銀行<br>・ニューヨークの銀行                  ・ルクセンブルグの銀行<br>・ボンベイ証券取引所                  ・インドのナショナル証券取引所 |
| 購入・換金申込受付の中止及び取消し | 金融商品取引所等における取引の停止（個別銘柄の売買停止を含みます。）等、その他やむを得ない事情があるときは、購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を中止すること、および既に受付けた購入、換金、スイッチングの各お申込みの受付を取消すことがあります。また、実質的な投資対象国の市場の流動性等を勘案し、購入のお申込みの受付を制限することがあります。                                              |
| 信 託 期 間           | ・毎月分配型<br>2031年11月13日まで（2011年11月30日設定）<br>・年2回決算型<br>無期限（2016年12月5日設定）                                                                                                                                                     |
| 繰 上 償 還           | 各ファンドにつき、受益権口数が30億口を下回った場合等は、償還となる場合があります。                                                                                                                                                                                 |
| 決 算 日             | ・毎月分配型：原則、毎月13日（休業日の場合は翌営業日）<br>・年2回決算型：原則、毎年5月および11月の13日（休業日の場合は翌営業日）                                                                                                                                                     |
| 収 益 分 配           | ・毎月分配型：年12回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）<br>・年2回決算型：年2回の決算時に分配を行ないます。（再投資可能）                                                                                                                                                       |
| 信 託 金 の 限 度 額     | 各ファンドにつき、4000億円                                                                                                                                                                                                            |
| 公 告               | 原則、 <a href="https://www.nomura-am.co.jp/">https://www.nomura-am.co.jp/</a> に電子公告を掲載します。                                                                                                                                   |





## 手続・手数料等

|       |                                                                                                                                                                                                                                                                                                              |
|-------|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 運用報告書 | 5月、11月のファンドの決算時、償還時に交付運用報告書を作成し、知っている受益者に交付します。                                                                                                                                                                                                                                                              |
| 課税関係  | <p>課税上は、株式投資信託として取扱われます。</p> <p>配当控除の適用はありません。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、一定の要件を満たした場合にNISA（少額投資非課税制度）の適用対象となります。</p> <p>「年2回決算型」は、NISAの「成長投資枠（特定非課税管理勘定）」の対象ですが、販売会社により取扱いが異なる場合があります。「毎月分配型」は、NISAの対象ではありません。</p> <p>詳しくは、販売会社にお問い合わせください。</p> <p>* 上記は2026年6月末現在の情報に基づくものですので、税法が改正された場合等には、内容が変更される場合があります。</p> |

※購入、換金、スイッチングの各お申込みの方法ならびに単位、および分配金のお取扱い等について、販売会社によっては上記と異なる場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

## ■ ファンドの費用・税金

### ファンドの費用

| 投資者が直接的に負担する費用                                                                                                           |                                        |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                           |                                                          |                        |
|--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------|------------------------|
|                                                                                                                          | 購入時手数料                                 |                                                                                                                                                                                                                        | 購入価額に3.3%（税抜3.0%）以内で販売会社が独自に定める率を乗じて得た額（詳しくは販売会社にお問い合わせ、もしくは購入時手数料を記載した書面をご覧ください。）<br>購入時手数料は、商品及び関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として、購入時に頂戴するものです。 |                                                          |                        |
|                                                                                                                          | 信託財産留保額                                |                                                                                                                                                                                                                        | 換金時に、基準価額に0.3%の率を乗じて得た額を1口あたりに換算して、換金する口数に応じてご負担いただきます。                                                                                                   |                                                          |                        |
| 投資者が信託財産で間接的に負担する費用                                                                                                      |                                        |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                           |                                                          |                        |
|                                                                                                                          | 運用管理費用（信託報酬）<br><br>支払先の配分（税抜）および役務の内容 |                                                                                                                                                                                                                        | 信託報酬の総額は、日々のファンドの純資産総額に信託報酬率を乗じて得た額とします。<br>ファンドの信託報酬は、日々計上され、ファンドの基準価額に反映されます。なお、毎計算期末または信託終了のときファンドから支払われます。<br>信託報酬率の配分は下記の通りとします。                     |                                                          |                        |
|                                                                                                                          |                                        |                                                                                                                                                                                                                        | 信託報酬率                                                                                                                                                     |                                                          | 年1.584%（税抜年1.44%）      |
|                                                                                                                          |                                        |                                                                                                                                                                                                                        | 委託会社                                                                                                                                                      | ファンドの運用とそれに伴う調査、<br>受託会社への指図、<br>法定書面等の作成、<br>基準価額の算出等   | 年0.70%                 |
|                                                                                                                          |                                        |                                                                                                                                                                                                                        | 販売会社                                                                                                                                                      | 購入後の情報提供、<br>運用報告書等各種書類の送付、<br>口座内でのファンドの管理<br>および事務手続き等 | 年0.70%                 |
|                                                                                                                          |                                        |                                                                                                                                                                                                                        | 受託会社                                                                                                                                                      | ファンドの財産の保管・管理、<br>委託会社からの指図の実行等                          | 年0.04%                 |
|                                                                                                                          |                                        |                                                                                                                                                                                                                        | 実質的な負担（注）                                                                                                                                                 |                                                          | 年1.584%～年1.744% 程度（税込） |
| <p>（注）ファンドが投資対象とする投資信託証券の信託報酬を加味して、投資者が実質的に負担する信託報酬率について算出したものです。この値は、2026年8月7日現在のものであり、投資対象とする投資信託証券の組入れ状況により変動します。</p> |                                        |                                                                                                                                                                                                                        |                                                                                                                                                           |                                                          |                        |
| その他の費用・手数料                                                                                                               |                                        | その他の費用・手数料として、以下の費用等がファンドから支払われます。これらの費用等は、運用状況等により変動するものであり、事前に料率、上限額等を表示することができません。<br>・ 組入有価証券等の売買の際に発生する売買委託手数料<br>・ 外貨建資産の保管等に要する費用<br>・ インドルピー建て公社債投資枠の入札等に要する費用<br>・ 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用<br>・ ファンドに関する租税<br>等 |                                                                                                                                                           |                                                          |                        |



# 手続・手数料等

## 税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

| 時期               | 項目       | 税金                                           |
|------------------|----------|----------------------------------------------|
| 分配時              | 所得税及び地方税 | 配当所得として課税<br>普通分配金に対して20.315%                |
| 換金（解約）時及び<br>償還時 | 所得税及び地方税 | 譲渡所得として課税<br>換金（解約）時及び償還時の差益（譲渡益）に対して20.315% |

\* 上記は2026年6月末現在のものですので、税法が改正された場合等には、税率等が変更される場合があります。

\* 少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合

少額投資非課税制度「NISA（ニーサ）」は、上場株式、公募株式投資信託等に係る非課税制度です。NISAをご利用の場合、一定の額を上限として、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得及び譲渡所得が無期限で非課税となります。販売会社で非課税口座を開設し、税法上の要件を満たした商品を購入するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。

詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

\* 外貨建資産への投資により外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。

\* 法人の場合は上記とは異なります。

\* 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

## （参考情報）ファンドの総経費率

（単位：％）

|        | 総経費率<br>(①+②+③+④) | ①ファンドの運用<br>管理費用の比率 | ②ファンドのそ<br>他費用の比率 | ③投資先ファンド<br>の運用管理費用の<br>比率 | ④投資先ファンド<br>の運用管理費用以<br>外の比率 |
|--------|-------------------|---------------------|-------------------|----------------------------|------------------------------|
| 毎月分配型  | 1.69              | 1.58                | 0.02              | 0.07                       | 0.02                         |
| 年2回決算型 | 1.69              | 1.58                | 0.02              | 0.07                       | 0.02                         |

（2025年11月14日～2026年5月13日）

\* 総経費率の算出にあたっては、作成期中の運用・管理にかかった費用の総額（原則として、募集手数料、売買委託手数料及び有価証券取引税を除く。消費税等のかかるものは消費税等を含む。）を作成期中の平均受益権口数に作成期中の平均基準価額（1口当たり）を乗じた数で除しています。

\* ファンドの費用は交付運用報告書に記載している1万口当たりの費用明細において用いた簡便法により算出したものです。

\* 各費用は、原則として、募集手数料、売買委託手数料および有価証券取引税を含みません。

\* 各比率は、年率換算した値です。

\* 投資先ファンドとは、ファンドが組み入れている投資信託証券等（マザーファンドを除く。）です。

\* ファンドの費用は、マザーファンドが支払った費用を含み、投資先ファンドが支払った費用を含みません。

\* ファンドのその他費用には、外貨建資産の保管等に要する費用、監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用、信託事務の処理に要するその他の諸費用等が含まれます。

\* ファンドの費用と投資先ファンドの費用は、計上された期間が異なる場合があります。

\* 投資先ファンドの純資産総額等によっては、投資先ファンドの運用管理費用以外の比率が高まる場合があります。

\* 投資先ファンドの費用は、交付運用報告書作成時点において、委託会社が知りうる情報をもとに作成しています。

\* 上記の前提条件で算出したものです。このため、これらの値はあくまでも参考であり、実際に発生した費用の比率とは異なります。

\* 最新の詳細費用につきましては、委託会社ホームページに掲載している交付運用報告書をご覧ください。



## 追加的記載事項

### ●インドルピー建ての公社債への投資に関する留意点

- ・インドでは、外国人投資家がインドルピー建ての公社債に投資を行なう場合、投資ライセンスを取得する必要があるほか、入札による投資枠の取得が必要となる場合があります。また、この入札の状況等によっては、投資枠を取得できない、あるいは想定より少ない枠しか取得できない場合があります。  
なお、投資枠取得のための入札等にかかる費用等は、インドルピー建ての公社債に投資を行なうファンドにおいて負担します。
- ・インド国内で取引されるインドの公社債は、保有期間・銘柄によって異なる料率のキャピタル・ゲイン税が売却した際に課されます。  
ファンドは、投資判断に基づき、または換金などによる大量の資金流出に伴い、ファンドが保有する適用税率の高い公社債を売却する場合があります。
- ・インドにおける税金の取り扱いについては、インドの関係法令や税率等の解釈は必ずしも安定していません。
- ・インドルピー建て公社債への投資にあたっては、インド現地の税務アドバイザーの中から一社を指名する必要があります。当該税務アドバイザーの指示に従って納税を行ないます。
- ・日本の契約型投資信託からのインドルピー建て公社債への投資にあたっては、税の取扱いに関して、税務アドバイザーによって見解が異なる部分があります。
- ・当ファンドでは、受託会社が指名した税務アドバイザーの指示により、税の取扱いを行ないます。

※これらの記載は、2026年6月末時点で委託会社が確認できる情報に基づいたもので、インドの関係法令や税率等は今後変更になる場合があります。また、それに伴い、前述の投資リスクや上記留意点に記載されているリスク以外のリスクが生じる可能性があります。